



市民税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
 県民税

〒 990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 山形市長 令和 年 月 日提出		申請者	住所又は所在地											特別徴収義務者指定番号																						
			氏名又は名称及び代表者氏名印											連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係											氏名										
			法人番号												電話											内線										

地方税法第321条の5の2の規定による市民税・県民税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。

① 申請の日前6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員、及び月別の給与の支払額(臨の欄には、臨時雇用者につき記入)	年 月	臨	人	臨	円	年 月	臨	人	臨	円
	年 月	臨	人	臨	円	年 月	臨	人	臨	円
	年 月	臨	人	臨	円	年 月	臨	人	臨	円

② 市税の滞納、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由

③ 申請の日前1年以内に納期の特例について、承認の取消しの通知を受けたことの有無			本人確認	
--	--	--	------	--

(裏面を読んでから記入してください)

申請について

1 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例

- ア この特例は、給与の支払を受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者が適用を受けることができます。
- イ アに該当する特別徴収義務者が、この特例の適用を受けようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- ウ この特例の承認を受けた場合は、6月から翌年5月まで毎月それぞれ翌月10日まで納入する市・県民税特別徴収税額を、6月から11月までの分を12月10日までに、また12月から5月までの分を6月10日までに納入することができます。
年の途中で承認を受けた場合は、承認を受けた月から納期の特例が適用となります。
- エ 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

※ 注意

市税の滞納や著しい納付、若しくは納入の遅延があるときは、この特例の適用を受けられないことがあります。
また、この承認を受けてから、市税の滞納や納入の遅延があった場合は、承認を取り消すことがあります。

2 申請書の書き方

- ア 「特別徴収義務者指定番号」の欄
市・県民税特別徴収義務者の指定番号を記入してください。
- イ 「申請者」の欄
法人事業所の場合は、所在地及び名称並びに代表者氏名を記入してください。また、「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入してください。
個人事業主の場合は住所及び氏名を記入してください。
給与の支払の関係で支店又は出張所が二ヶ所以上あり、それぞれ特別徴収義務者として指定を受けている場合は、特別徴収義務者ごとに申請してください。
- ウ ①の欄
申請の日前6ヶ月間の給与の支払人員、及び支給金額を、月別に通常の勤務者と臨時雇用者とに区分して記入してください。
- エ ②と③の欄
該当するときだけ記入してください。

◎ お問い合わせは

山形市役所 市民税課

電話 023-641-1212 内線 304~307